

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

5312

(1/3)

日付	令和 7 年 10 月 6 日	支出額	2,970 円
項目	事務費	充当額	2,673 円
細目	事務費	按分率	9/10
摘要	IT 環境運用保守料		
備考	「口座名義：横川雅也」 2,673=2,970*9/10		

別記様式第1号（第6関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

5312

(2/3)



別記様式第1号（第6関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

5312

(3/3)

貴川 雅也事務所

様

今回ご請求額2,970円

登録番号：T1011107

発行日：2025年09月05日
請求番号：850901-05392

富士フイルムビジネスインノベーションジャパン株式会社

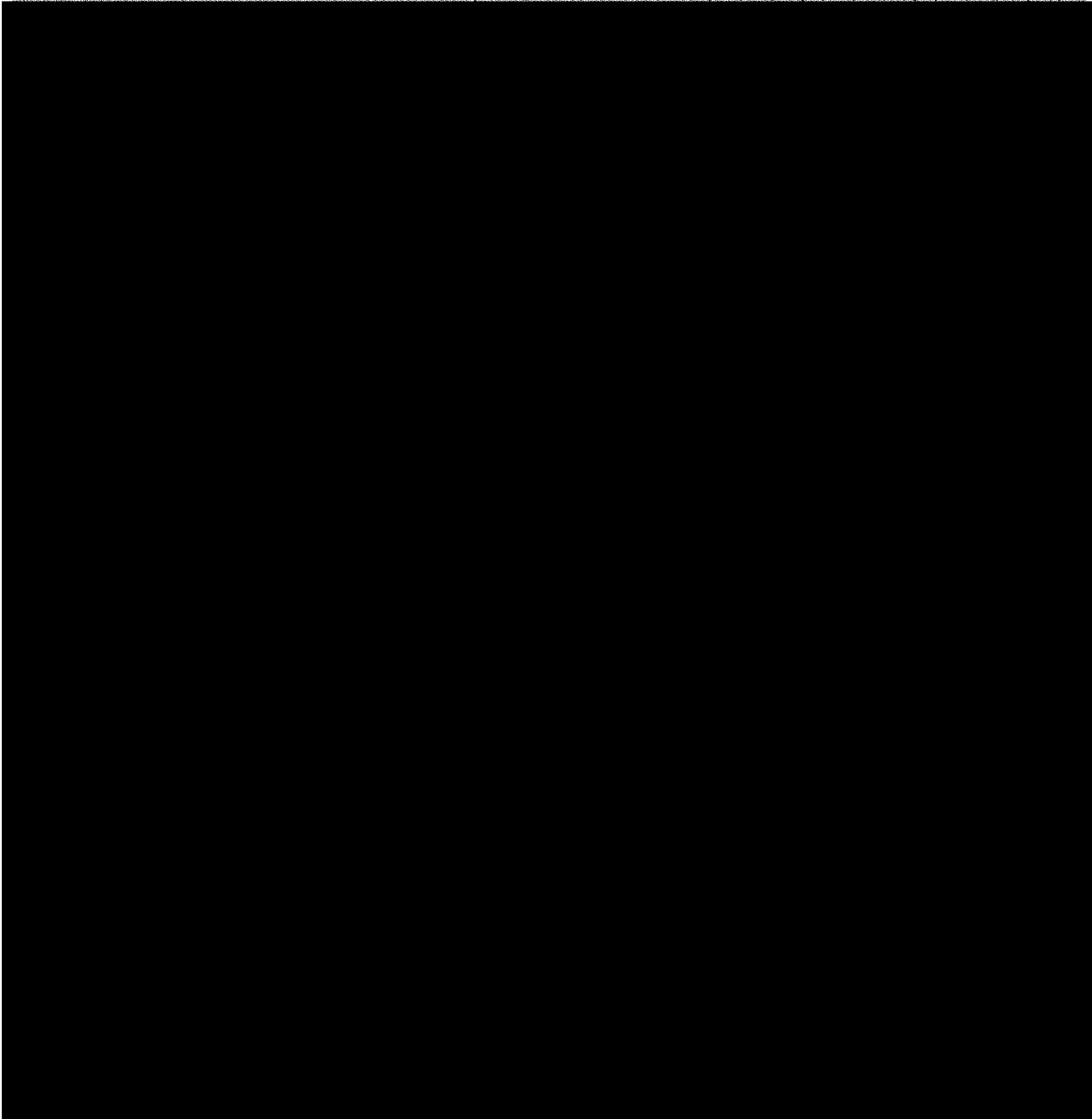
毎度お引立を賜りありがとうございます。上記のとおりご請求申し上げます。
ご請求内容のお問い合わせ、ご請求の住所、部署名、届け日の変更の際は、下記にご連絡をお願いいたします。

お問合せ番号：[redacted] 電話：0120-069-860

【お知らせ】
EP利用規約を2025年6月に改定しました。
詳細は当社HPの「EP-BB利用規約」をご参照ください。

お支払約束日	2025年10月06日
お支払方法	口座振替(三井住友カード)
金融機関名	埼玉りそな銀行
本・支店名	[redacted]支店
預金種目/口座番号	普通預金 / *****
指定口座名	上記、お支払約束日に口座 引落しさせていただきます。

科金項目/品名	期間/通元NO	枚数/数量	単価	小計(円)	合計
TあんしんSPIII(ベーシック)	2025/08/01-2025/08/31				
(代金/科金合計)					
消費税および地方消費税(10%)					
今回ご請求額					



別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

5313

(1/3)

日付	令和 7 年 10 月 6 日	支出額	6,600 円
項目	事務費	充当額	5,940 円
細目	事務費	按分率	9/10
摘要	事務所パソコンリース代		
備考	柿沼貴志政務活動事務所		

政務活動費 領収書等貼付用紙

(2/3)

[illegible]

政務活動費 領収書等貼付用紙

(3/3)

②	70/6	70	
摘 要	お支払金額	お預り金額	差 引 残 高
[REDACTED]			
07-10-06 振替	*6,600	リコーリース(カ	
[REDACTED]			

○他店支払いの小切手等でご入金のときは、摘要欄にお払戻しができる予定日を表示します。
お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。
○本通帳の下記項目における金額・残高の単位について
〔項目名〕お支払金額・お預り金額・差引残高
・外貨普通預金の場合、通帳見返し部に記載された通貨単位となります。
・その他の預金の場合は、円単位となります。

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

5314

(1/2)

日付	令和 7 年 10 月 6 日	支出額	12,434 円
項目	事務費	充当額	9,947 円
細目	事務費	按分率	8/10
摘要	10 月分コピーカウンター使用料		
備考	10 月分コピーカウンター使用料		

政務活動費 領収書等貼付用紙

5314

(2/2)

リそなリテール口座 埼玉りそな銀行 神尾 高善
くらの通帳
通預金(兼総合口座)・貯蓄預金

東芝テック株式会社 北関東支社

07-10-06 振替 | *12,434 | SMBC(トウシハ)デジ |

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

5315

(1/2)

日付	令和 7 年 10 月 6 日	支出額	46,090 円
項目	事務費	充当額	37,884 円
細目	事務費	按分率	
摘要	10 月分政務活動専用パソコンリース代、事務用パソコンリース代、複合機リース代		
備考	政務活動専用パソコンリース代：10/10 5060 円 事務用パソコンリース代：8/10 4730 円 → 3784 円 複合機リース代：8/10 36300 円 → 29040 円		

政務活動費 領収書等貼付用紙

5315

(2/2)

埼玉県議会議員 中屋敷慎一事務所 御中	発行日 2025 年 10 月 08 日 領収証番号 0000000813 リコーリース株式会社 東京都港区東新橋1丁目5番2号			
領 収 証				
毎々格別のお引立てにあずかり厚くお礼申し上げます。 下記金額を正に領収させていただきましたこと、お知らせ申し上げます。				
領 収 日	2025 年 10 月 6 日			
領 収 額	46,090 円			
印紙税申告納付につき 税務署承認済				
お支払方法	口座振替			
振 替 口 座	埼玉りそな銀行 普通 口座番号の下3桁は、お客様情報保護のため「***」と表示しています。 サイタマケンキカイキイン ナカヤシキ シンイチ			
領収明細書				
契 約 番 号	請 求 期 間	回 数	金 額	消 費 税 等
	25.10. 1~25.10. 31	55	4600	460
	25.10. 1~25.10. 31	45	4300	430
	25.10. 1~25.10. 31	39	33000	3300
続きは裏面をご覧ください。				

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

5316

(1/2)

日付	令和 7 年 10 月 6 日	支出額	1,469 円
項目	事務費	充当額	1,322 円
細目	事務費	按分率	9/10
摘要	事務所用衛生用品・文房具等購入		
備考	埼玉県議会自由民主党議員団		

政務活動費 領収書等貼付用紙

5316

(2/2)

2025年10月06日（月）13時21分
店：00054 レジ：001 11:01

領収証

様

金額 ¥1,469-

御買上金額 ¥1,336
消費税等 ¥133

(内標準税率取引金額 ¥1,469)

但し

上記金額正に領収致しました

株式会社セキ薬品
鴻巣栄町店
埼玉県鴻巣市栄町7-1B
TEL:048-540-6780

担当 

収入印紙税
抜
50,000円
以上

入金種別
現金
その他

No.01-01194618
000003386
NO.01194618 SEQ-001123168

御買上明細書

株式会社 セキ薬品
登録番号：T6030001051892

2025年10月06日（月）13時21分
店：00054 レジ：001 11:01
担当 4485 

クリネックスティッシュ 外 ¥389
4901750404659 (P×1)

ベーシックセレクトペー 外 ¥219
4904681602477 (P×1)

埼玉中部環境保全組合 外 ¥120
4562257900305 (P×1)

埼玉中部環境保全組合 外 ¥120
4562257900261 (P×1)

埼玉中部環境保全組合 外 ¥120
4562257900282 (P×1)

99%除菌流せるトイレ 外 ¥239
4571429811271 (P×1)

パワフル除菌トイレク 外 ¥129
4903367304117 (P×1)

お買上点数 7点

[小計] ¥1,336
外税 10% ¥133
[合計] ¥1,469

(内消費税 ¥133)
現金 ¥1,469

(10% 消費税 ¥1,336)
(10% 税額 ¥133)

NO.01194618

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

5317

(1/6)

日付	令和 7 年 10 月 6 日	支出額	57,266 円
項目	事務費	充当額	51,539 円
細目	事務費	按分率	9/10
摘要	コピー機・パソコン リース代 10 月		
備考	口座名義 松井 弘		

政務活動費 領収書等貼付用紙

5317

(2/6)

年 月 日	摘 要	お 支 払 金 額	お 預 り 金 額
07-10-06	.振替	*26,840	リコーリース (カ
07-10-06	.振替	*25,586	リコーリース (カ
07-10-06	.振替	*4,840	リコーリース (カ

政務活動費 領収書等貼付用紙

5317

(3/6)

002/003 103 0000857#0002064 0002070
3 / 3 03716
作成日 2023年 9月27日

ア-13

リース契約確認書

お客様が契約された会社【貸主】
リコーリース株式会社
〒102-8563 東京都千代田区船橋井町4番1号

契約年月日	2023年 9月 25日
借受年月日	2023年 9月 25日
契約番号	

・お客様からお申込みをいただいたリース契約は、左記「契約年月日」欄記載の日付で成立しましたので、ご通知申し上げます。
・成立したリース契約の概要は本書面記載のとおりとなりますので、ご確認ください。
万一、お申込み内容と本書面の内容に相違がある場合は、本書面受領後、直ちに当社までご連絡ください。
・本書面は「リース契約申込書（◆お客様控え◆）」と一緒に大切に保管してください。

リースは中途解約できません。

(敬称略)

ご契約者（借主）	〒351-0011 所在地 埼玉県朝霞市本町3丁目4-17 契約者TEL 048-483-4256 契約者名 松井 弘 弘泉政調査事務所 代表者名 松井 弘 ご自宅 自宅TEL
----------	--

リース条件欄	
月額リース料（税抜）	24,400円
消費税等	2,440円
リース月数	60ヶ月
総額リース料（税抜）	1,464,000円
消費税等	146,400円
前払回数	回（最終支払分より遡って充当）
リース開始日	2023年 10月 1日
リース終了日	2028年 9月 30日
支払方法	自動振替
支払日	4日
振替日が金融機関休日の場合は、その翌日営業日となります	
消費税等（円未満切捨） 消費税法等所定の税率により算出された消費税等額となります	
下記のリース契約を解約し、その解約金を含めた契約となります 契約番号	

リース物件の表示	
1 物件名	セキュリティ機インフォメーションガードプラス1PB-8360
製造番号等	
月額（税抜）	24,400円 台数 1台
設置場所	松井 弘泉政調査事務所
2 物件名	
製造番号等	
月額（税抜）	円 台数 台
3 物件名	
製造番号等	
月額（税抜）	円 台数 台
合計	1物件 1台
(特約条項)	

当社 本契約担当の支社・営業所 〒330-0802 さいたま市大宮区宮町1丁目114番1 ORE大宮ビル 7階 リコーリース株式会社 東日本業務部 第二契約センター TEL 048-645-1023

＜個人情報情報の照会・利用および登録について＞
当社が加盟する個人情報情報機関：株式会社シー・アイ・シー
登録する情報、登録期間、株式会社シー・アイ・シーの問い合わせ先等
につきましては、別にお渡しする「個人情報取扱に関する同意条項」を
ご確認ください。

万一機械の故障・事故発生の場合は、売主又は保守会社までご連絡下さい 〒351-0011 埼玉県朝霞市本町2丁目4-24 (株) 一進堂 TEL 048-464-3515
--

政務活動費 領収書等貼付用紙

5317

(4/6)

1-13

リース契約確認書

契約年月日	2019年 8月 31日
借受年月日	2019年 8月 31日
契約番号	

料金を支払った会社【貸主】	リコーリース株式会社
〒136-8618 東京都江東区深田1-7-12号	

リースは中途解約できません。

(敬称略)

ご契約者（借主）	
所在地	
契約者TEL	
契約者名	松井 弘厚政務事務所
代表者名	松井 弘
ご自宅	
自宅TEL	

リース条件欄	
月額リース料（税別）	20,900円
消費税等	1,672円
リース月額	60円
総額リース料（税別）	1,254,000円
消費税等	100,320円
前払回数	回（通算支払分より算出）
リース開始日	2019年 8月 1日
リース終了日	2024年 8月 31日
支払方法	自動振替
支払日	27日
消費税等（円未満割捨）	
償還税額等の税率により算出された消費税等額となります。	
総リース額（年額）	41,800円（税別）

将リース金に等置された場合、上記金額に別途消費税等が加算された額をリース開始時に一括にお支払いいただきます。

<個人信用情報の取扱い・利用および変更について>

当社は加担する個人信用情報機関：株式会社シー・アイ・シー
提供する情報、信用情報、株式会社シー・アイ・シーの取り扱い等
については、別にお渡しする「個人信用情報に関する同意事項」を
ご確認ください。

リース物件の提示	
1 物件名	山手デック セキュリティ監視 インフレーションガードシステム
製造番号等	
月額（税別）	20,900円 台数 1台
設置場所	松井 弘厚政務事務所
2 物件名	
製造番号等	
月額（税別）	円 台数 台
3 物件名	
製造番号等	
月額（税別）	円 台数 台
合計	1物件 1台
<特約条項>	

当社 本契約担当の支社・営業所
〒136-8618
東京都江東区東横1-7-13
KDX森洲グランスクエア7F
リコーリース株式会社
推進第2部 契約2グループ
TEL 03-6204-0640

万一機械の故障・事故発生の場合は、弊社又は保証会社までご連絡下さい。
〒851-0011
埼玉県朝霞市本町2丁目4-24
(有) 一進堂
TEL 048-464-3615

※消費税税率が不均等の場合、月額リース料等は「*」表示としております。

政務活動費 領収書等貼付用紙

5317

(5/6)

(貸主) リコーリース株式会社 御中

リース料及び解約金等に関する覚書
(リース契約確認書)【お申込者(借主)】
(住所)

埼玉県朝霞市本町3-4-17

【連帯保証人】
(住所)

(商号)

松井弘政調査事務所

(氏名)

松井弘政

(代表者名)

松井弘政

上記の申込者(以下「借主」という。)は、借主とリコーリース株式会社(以下「貸主」という。)との間の以下の契約事項一覧表(以下「表」という。)(1)欄に記載のリース契約(以下「主契約」という。)に係るリース料、及び主契約の締結に伴い解約するリース契約に係る解約金(以下「解約金」という。)等に関して以下の通り約したもので、その証として本「リース料及び解約金等に関する覚書」(以下「本覚書」という。)を貸主に差し入れます。借主及び上記の連帯保証人(以下「連帯保証人」という。)は、本覚書の写しを保有します。本覚書は、主契約が成立したことを条件として効力を生じるものとします(貸主は、主契約が成立したときには表(1)欄に記載の契約日を、及び同欄に契約番号の記載がない場合には契約番号を補記することができ、借主は予めこれを承諾します。)

契約事項一覧表

(1) リース契約(主契約)	申込日: 2023年10月6日 契約番号: [] 契約日: 2023年10月6日 ([]) 物件名: 品利付花巻の通り 元金: 総借付金: 株式会社一連金	※ 契約日: 契約成立日に於ける「和文数字表記」にてお聞かせいたします。
(2) リース期間の月数	50ヵ月	
(3) 物件名称(別冊)	元金等が借主及び貸主に交付した覚書に記載の通り。	
(4) リコーリース借付金額 (税込) ※ 「内訳」の0内は消費税	290,626円 元金、借主と貸主との間のリース契約(別冊)の解約金	内訳: 物件費① 290,626円 (6%) 物件費② ***円 (**) 物件費③ ***円 (**) 物件費④ ***円 (**) 物件費⑤ ***円 (**)
(5) 他社リース借付金額 (税込) ※ 「内訳」の0内は消費税	***円 元金、借主と貸主以外のリース会社との間のリース契約の解約金	内訳: 物件費① ***円 (**) 物件費② ***円 (**) 物件費③ ***円 (**) 物件費④ ***円 (**) 物件費⑤ ***円 (**)
(6) 取引対価金額 ((4)+(5))	元金等が借主及び貸主に交付した覚書に記載の通り。	
(7) 新規リース料月額(税別)	23,260円 (物件が花巻の場合は税別)	内訳: 物件①: 23,260円 物件②: ***円 物件③: ***円 物件④: ***円 物件⑤: ***円
(8) 消費税	10%	
(9) 新規リース料月額(税込)	25,586円	
(10) 解約金分割払金月額(不課税)	4,840円 (物件が花巻の場合は税別)	内訳: 物件①: 4,840円 物件②: ***円 物件③: ***円 物件④: ***円 物件⑤: ***円
(11) お支払い月額	30,426円	主契約書の「月額リース料(税別)」欄には、表(7)欄に記載の新規リース料月額(税別)と表(10)欄に記載の「解約金分割払金月額(不課税)」との合計額が記載されていますが、表(7)欄に記載の額が実際の新規リース料月額となりますのでご注意ください。
(12) 開始総額(税別)	1,686,000円	
(13) 開始総額(税込)	1,826,580円	
(14) 内訳金総額(不課税)	290,600円	
(15) 上記(4)に係る借付金額の契約番号	物件費①: [] 物件費②: *** 物件費③: *** 物件費④: *** 物件費⑤: *** (別冊明細書の通り)	
(16) リース料(単価)	表(7)欄と表(10)欄の合計金額の2ヵ月分相当額	リース料随時一括支払(借主任意の返済期)。
(17) その他	借主の契約事項及び契約の経緯を記載の通り。	

裏面へつづく

政務活動費 領収書等貼付用紙

5317

(6/6)

年月日 2023/11/16 〒102-8563 東京都千代田区北千代4-1-1 リコーリース株式会社 TEL 03-483-4026 担当 経理 氏名 TEL 代表取締役 松井弘 生年月日 昭和35年6月2日 自宅TEL 携帯電話		新着増設 (S/U) 住居・店舗・G/U 入替 契約日 契約場所住所 神田区神保町とある場合は「TEL」	
年月日 2023/11/16 〒102-8563 東京都千代田区北千代4-1-1 リコーリース株式会社 TEL 03-483-4026 担当 経理 氏名 TEL 代表取締役 松井弘 生年月日 昭和35年6月2日 自宅TEL 携帯電話		1 物件名: MC 2510 品目: 複写機 製造年: 月 月額(税込) 2,000円 2 物件名: 品目: 1-TRC 製造年: 月 月額(税込) 1,800円 3 物件名: 品目: 製造年: 月 月額(税込) 円 4 物件名: 品目: 製造年: 月 月額(税込) 円 5 物件名: 品目: 製造年: 月 月額(税込) 円 合計 円	
フリガナ 松井弘 住所 TEL 1. 自己所有 2. 家族所有 3. 賃貸 居住年数 年 申込者 1. 代表者 2. 申込者との関係		① 月額リース料(税別) 2,000円 ② 消費税額 200円 ③ 月額リース料(税込) 2,200円 ④ リース月数 60ヶ月(前払リース料は別途お支払いください) ⑤ リース開始日 2023年11月1日 ⑥ 支払日 毎月10日(前払リース料は別途お支払いください) ⑦ 支払方法 月払い □ 前払リース料 □ 前払リース料 ⑧ 前払リース料 円 ⑨ 再リース料(年額) 年額リース料/6 (前払リース料は別途お支払いください)	
銀行・信用金庫 本店 □ 口座種別 □ 口座番号(右づつ) 支店 ① 普通 ② 当座 振替 ① 普通 ② 当座 フリガナ		⑩ 特約事項 別紙記載あり ⑪ 住所 東京都千代田区北千代4-1-1 TEL 03-483-4026	

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

5318

(1/2)

日付	令和 7 年 10 月 6 日	支出額	1,710 円
項目	事務費	充当額	1,539 円
細目	事務費	按分率	9/10
摘要	事務所ガス料金 9 月分		
備考	鈴木正人		

政務活動費 領収書等貼付用紙

(2/2)

[illegible]

¥ ご請求書

〒353-0002
志木市中宗岡 1-1-2
成田アパート 事務所
鈴木正人事務所 様

お客様番号: XXXXXXXXXX
毎度ありがとうございます。
下記の通り、ご請求申し上げます。内容をご確認の上、宜しくお願ひ申し上げます。
2025年09月分

カメイ(株)埼玉支店 川口営業所
〒333-0833
埼玉県川口市西新井宿 5-9-8
TEL:0570-03-3064 FAX:048-286-8011
登録番号:T5370001003340
担当:00421025 担当者: XXXXXXXXXX
振込先
三菱UFJ銀行 上尾支店 普通 1403475

口座振替のご案内

次回は 10月6日ご指定の金融機関より振替させていただきます。

前回ご請求額	当月お買上額	当月消費税額	当月ご入金額	調整額	今回ご請求額
1,650	1,710	155	-1,650	0	1,710

日付	項目名	数量	単位	単価	金額
	(前回ご請求額)				1,650
9/8	口座振替入金				1,650 *
9/12	プロパン	0.10			1,555
9/12	基本料金 08月12日～09月12日				1,500
9/12	従量料金 (使用量)	0.10			55
9/12	メータ(M3) 10.7 ~10.8				0
	(課税対象額 1.0%)				1,555
	(消費税等 1.0%)				155

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

5319

(1/2)

日付	令和 7 年 10 月 6 日	支出額	19,958 円
項目	事務費	充当額	15,966 円
細目	事務費	按分率	8/10
摘要	年間ドメインサーバー利用料金		
備考	③年間ドメインサーバー利用料金		

別記様式第1号（第6関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

5319

(2/2)

領 収 証		美 田 宗 亮 様		NO. _____	
¥ 19,948-				収 入 印 紙	
但し 9月分					
2025年10月6日		上記の金額正に領収いたしました			
内消費税		事務用品・スチール家具・印刷・ゴム印			
現 金		有限会社 文具のスキモト			
小 切 手		〒341 埼玉県三郷市戸ヶ崎3-393-1			
		-0044 TEL (048) 956-3363 (代)			
		FAX (048) 953-2460			
		登録番号：T1030002049692			



係
J11597

請求明細書

2025 年 9 月 30 日 締切分 No. 00009492
PAGE 1

美田宗亮 様

有限会社文具のスギモ

〒341-0044 埼玉県三郷市戸ヶ崎5-393-1
TEL: 048-956-3363 FAX: 048-956-2466
振込先: 亀有信用金庫 三郷支店 当座620666
振込先: 埼玉りそな銀行 三郷支店 普通3647177
登録番号: T1030002049692

下記の通り御請求申し上げます

前回御請求額	御入金額	繰越金額	今回御売上額	消費税	今回御請求額
			19,958	1,814	19,958

[illegible]

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

5320

(1/3)

日付	令和 7 年 10 月 6 日	支出額	2,530 円
項目	事務費	充当額	2,277 円
細目	事務費	按分率	9/10
摘要	スキャナーリース料（2025 年 10 月分）		
備考	口座名義：高橋稔裕政務活動事務所		

政務活動費 領収書等貼付用紙

5320

(2/3)

4

摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高
07-10-06 振替	*2,530	リコーリース（カ	

○他店支払いの小切手等でご入金の場合は、摘要欄にお払戻しができる予定日を表示します。
お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。

○本通帳の下記項目における金額・残高の単位について
（項目名）お支払金額・お預り金額・差引残高
外貨普通預金の場合、通帳見出し部に記載された通貨単位となります。
その他の預金の場合は、円単位となります。

4

政務活動費 領収書等貼付用紙

5320

(3/3)

002/003 103 0000380#0000791 0000795
3 / 3 01924
作成日 2024年 6月13日

0-13

リース契約確認書

お客様が契約された会社【貸主】
リコーリース株式会社
〒102-8563 東京都千代田区紀尾井町4番1号

リース契約確認書
お客様からお申込みをいただいたリース契約は、左記「契約年月日」欄記載の日付で成立しましたので、ご通知申し上げます。
成立したリース契約の概要は本書面記載のとおりとなりますので、ご確認ください。
万一、お申込み内容と本書面の内容に相違がある場合は、本書面受領後、直ちに当社までご連絡ください。
本書面は「リース契約申込書（◆お客様控え◆）」と一緒に大切に保管してください。

リースは中途解約できません。

（敬称略）

ご契約者（借主）
所在地
契約者TEL
契約者名
代表者名
ご自宅
自宅TEL

〒347-0056
埼玉県加須市土手2丁目17-15
0480-61-7681
高橋としひろ政務活動事務所
高橋 稔谷
[Redacted]

リース条件欄

月額リース料（税抜）	2,300円
消費税等	230円
リース月数	60ヶ月
総額リース料（税抜）	138,000円
消費税等	13,800円
前払回数	回（最終支払分より通って充当）
リース開始日	2024年 6月 1日
リース終了日	2029年 5月 31日
支払方法	自動振替
支払日	4日

振替日が金融機関休業日の場合は、その翌日営業日となります

消費税等（円未満切捨）
消費税法等所定の税率により算出された消費税等額となります

再リース料（年額）
4,600円（税抜）
再リースをご希望された場合、上記金額に別途調製料等が加算された額を再リース開始時に一括にてお支払いいただきます。

リース物件の表示

1	物件名	RICOH FI-8150
	製造番号等	
	月額（税抜）	2,300円 台数 1台
	設置場所	高橋としひろ政務活動事務所
2	物件名	
	製造番号等	
	月額（税抜）	円 台数 台
3	物件名	
	製造番号等	
	月額（税抜）	円 台数 台
	合計	1物件 1台
	（特約条項）	

当社 本契約担当の支社・営業所
〒330-0802
さいたま市大宮区宮町1丁目114番1
ORE大宮ビル 7階
リコーリース株式会社
東日本業務部 第二契約センター
TEL 048-645-1023

万一機械の故障・事故発生の場合は、売主又は保守会社までご連絡下さい
〒365-0039
埼玉県鴻巣市東1丁目1-12F
リコージャパン株式会社関東事業本部埼玉支社鴻巣営業所
TEL 048-543-3121

<個人信用情報の照会・利用および登録について>
当社が加盟する個人信用情報機関：株式会社シー・アイ・シー
登録する情報、登録期間、株式会社シー・アイ・シーの問い合わせ先等につきましては、別にお渡しする「個人情報取扱に関する同意条項」をご参照ください。

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

5321

(1/1)

日付	令和 7 年 10 月 6 日	支出額	135,300 円
項目	事務費	充当額	121,770 円
細目	事務費	按分率	9/10
摘要	コピー機リース代金（支払い：1 0 月 6 日・1 1 月 4 日・1 2 月 4 日支払い分）		
備考	4 5 1 0 0 円×3 ヶ月＝1 3 5 3 0 0 円 1 3 5 3 0 0 円×9 0 %＝1 2 1 7 7 0 円 121,770=135,300*9/10		

支払証明書あり

理由

契約書のみで領収書は貰っていないため。

001/003 103 0000496#0001087 000109

1/ 3 01540

作成日 2023年 5月 13日

3380832

埼玉県さいたま市桜区西郷2丁目
2-10-1 階

荒木裕介事務所 御中

XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

*** 650
0019713 000010100-030
103 0000496#0001087 0000020
0001091 A 18A016(お問い合わせ先)
リコーリース株式会社
〒330-0802
さいたま市大宮区宮町1丁目1-4番1
ひびき大宮ビル 7階
東日本誠信 第二契約センター
TEL 048-646-1533

お支払予定表

※ 借入、返済ご商談のこととお断り申し上げます。この度はリコーリースをご利用いただきありがとうございます。
※ 今回のご契約内容とお支払予定につきまして案内の通りとなっております。
※ つきましては、ご契約内容をご照会の上、万一ご不明の点、行き違い等ありましたら担当課員に大変急ごう願います。

今後とも一層のお引き立てを賜りますようお願い申し上げます。

※ 頁

契約番号	XXXXXXXXXXXX
契約者名	荒木裕介事務所
契約種別	リース
物件名	RICOH IM C5510A
契約日	2023年 5月 1日
借受日	2023年 5月 1日
リース期間	2023年 5月 1日 - 2027年 4月 30日

お支払日	4日
お支払方法	自動振替
金融機関名	埼玉りそな銀行
支店名	支店
口座種別	普通
口座番号	XXXXX

口座番号の下5桁は、お客様情報保護のため「***」と表示
しています。

【総額リース料（税込）】 2,164,800 円（内消費税 196,800円）

※ 借入が金融機関休業日の場合は、その翌日営業日となります。 お客様の滞りには、御使用は「リコーリース」、それ以外の金融機関では「リコーリース（有）」と
記載されます。※ 一部の金融機関では「DP、リコーリース」と記載される場合もあります。

※ 貴社からの弁済については、当社が通当に認める順序及び方法により有償出金ものとします。

コメント欄:

(金額単位: 円)									
回数	お支払月日	お支払金額	消費税等	合計 (税込)			お支払金額合計 (税込)	お支払残高 (税込)	
1	2023 6 4	41000	4100	45100			45100	2119700	
2	2023 6 4	41000	4100	45100			45100	2074600	
3	2023 7 4	41000	4100	45100			45100	2029500	
4	2023 8 4	41000	4100	45100			45100	1984400	
5	2023 9 4	41000	4100	45100			45100	1939300	
6	2023 10 4	41000	4100	45100			45100	1894200	
7	2023 11 4	41000	4100	45100			45100	1849100	
8	2023 12 4	41000	4100	45100			45100	1804000	
9	2024 1 4	41000	4100	45100			45100	1758900	
10	2024 2 4	41000	4100	45100			45100	1713800	
11	2024 3 4	41000	4100	45100			45100	1668700	
12	2024 4 4	41000	4100	45100			45100	1623600	
13	2024 5 4	41000	4100	45100			45100	1578500	
14	2024 6 4	41000	4100	45100			45100	1533400	
15	2024 7 4	41000	4100	45100			45100	1488300	
16	2024 8 4	41000	4100	45100			45100	1443200	
17	2024 9 4	41000	4100	45100			45100	1398100	
18	2024 10 4	41000	4100	45100			45100	1353000	
19	2024 11 4	41000	4100	45100			45100	1307900	
20	2024 12 4	41000	4100	45100			45100	1262800	
21	2025 1 4	41000	4100	45100			45100	1217700	
22	2025 2 4	41000	4100	45100			45100	1172600	
23	2025 3 4	41000	4100	45100			45100	1127500	
24	2025 4 4	41000	4100	45100			45100	1082400	

001/003 103 0000494#0001087 000109

2 / 3 01541

作成日 2023年 5月 13日
(2/2頁)

(お問い合わせ先)

リコーリース株式会社

東日本営業課 第二課のセンター

〒101-8581 東京都千代田区千代田 1-10-1

契約番号	
契約書名	船本船介保務所
契約種類	リース

(金額単位: 円)									
期 数	支払金期月日	支払金金額	消費税率	合計 (税込)			前支払金繰合計 (税込)	お支払残額 (税込)	
25	2025.5.4	41000	4100	45100			45100	1037300	
26	2025.6.4	41000	4100	45100			45100	992200	
27	2025.7.4	41000	4100	45100			45100	947100	
28	2025.8.4	41000	4100	45100			45100	902000	
29	2025.9.4	41000	4100	45100			45100	856900	
30	2025.10.4	41000	4100	45100			45100	811800	
31	2025.11.4	41000	4100	45100			45100	766700	
32	2025.12.4	41000	4100	45100			45100	721600	
33	2026.1.4	41000	4100	45100			45100	676500	
34	2026.2.4	41000	4100	45100			45100	631400	
35	2026.3.4	41000	4100	45100			45100	586300	
36	2026.4.4	41000	4100	45100			45100	541200	
37	2026.5.4	41000	4100	45100			45100	496100	
38	2026.6.4	41000	4100	45100			45100	451000	
39	2026.7.4	41000	4100	45100			45100	405900	
40	2026.8.4	41000	4100	45100			45100	360800	
41	2026.9.4	41000	4100	45100			45100	315700	
42	2026.10.4	41000	4100	45100			45100	270600	
43	2026.11.4	41000	4100	45100			45100	225500	
44	2026.12.4	41000	4100	45100			45100	180400	
45	2027.1.4	41000	4100	45100			45100	135300	
46	2027.2.4	41000	4100	45100			45100	90200	
47	2027.3.4	41000	4100	45100			45100	45100	
48	2027.4.4	41000	4100	45100			45100	0	

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

5322

(1/1)

日付	令和 7 年 10 月 6 日	支出額	2,055 円
項目	事務費	充当額	1,644 円
細目	事務費	按分率	8/10
摘要	コピー料金 8 月分		
備考			

支払証明書あり

理由

埼玉県議会議員 保谷たけし

様

請求書

発行日：2025年09月02日
請求書番号：850901-0118442

富士フイルムビジネスインノベーションジャパン



今回ご請求額 2,055円

毎度お引立を賜りありがとうございます。上記のとおりご請求申し上げます。
ご請求内容のお問い合わせ、ご請求の住所、館名、届け日の変更の際は、下記にご連絡をお願いいたします。

お問合せ番号 [redacted] 電話：0120-069-860

【お知らせ】
EP利用規約を2025年6月に改定しました。
詳細は当社HPの「EP-BB利用規約」をご参照ください。

登録番号：T1011101015050

お支払約束手日	2025年10月06日
お支払方法	口座振替(二井住友カード)
金融機関名	埼玉りそな銀行
本支店名	[redacted]支店
預金種目/口座番号	普通預金 [redacted]
指定口座名	上記、お支払約束手日に口座より引落しさせていただきます。

料金項目/品名	期間/返品NO	枚数/数量	単価	小計(円)	合計(円)
1 トータルサービス料金	2025/08/01-2025/08/31				1869
2 黒モード	1カウント以上	173	3.00	519	
3 フルカラー	1カウント以上	54	25.00	1350	
4 ご使用合計		227			
5					
6 【代金/料金合計】					1869
7 【消費税および地方消費税(10%)】					186
8 【今回ご請求額】					2055
※ご利用機種/機械番号: DocuCentre-VI C2264 CPFS-4T 221876					
11	【今回】	【前回】	【テスト】	【ミス】	2025/08/01-2025/08/31
12	1 { 19907 }	1 { 19732 }	0 { }	2 { }	設置先: 埼玉県議会議員 保谷たけし
13	2 { }				
14	3 { 15441 }	1 { 15386 }	0 { }	1 { }	
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					

12221 01308
A-016474

[redacted] 31 0910 0C9
0000 [redacted] 510 INK 0000 10705020

31 備考:

MIF003

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

5323

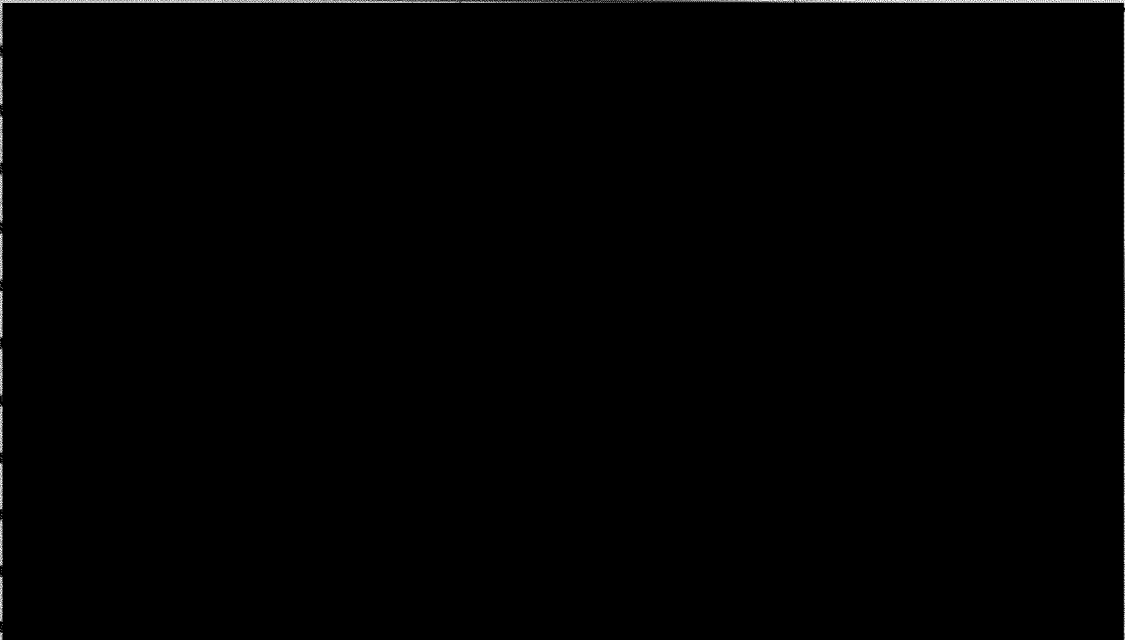
(1/2)

日付	令和 7 年 10 月 6 日	支出額	4,290 円
項目	事務費	充当額	3,432 円
細目	事務費	按分率	8/10
摘要	インターネット接続料 10 月分		
備考	保谷武		

政務活動費 領収書等貼付用紙

5323

(2/2)

	
07-10-06 .振替	*4,290 RK.ワラヒ"CATV
	
○他店支払いの小切手等でご入金のときは、摘要欄にお払戻しができる予定日を表示します。 お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。 ○本通帳の下記項目における金額、残高の表示は、	

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

5324

(1/2)

日付	令和 7 年 10 月 6 日	支出額	96,648 円
項目	事務費	充当額	86,983 円
細目	事務費	按分率	9/10
摘要	10/6, 11/4, 12/4, 1/5, 2/4, 3/4 複合機リース		
備考			

支払証明書あり

理由

政務活動費 領収書等貼付用紙

5324

(2/2)

細田 善則様

埼玉りそな銀行

取引明細表

口座情報

店番

支店名

口座番号

カナ氏名

明細情報

ダウンロード日

照会期間

2025.10.6

振替 ヤヅナリス

16,108

2025.11.4

振替 ヤヅナリス

16,108

2025.12.4

振替 ヤヅナリス

16,108

2026.1.5

振替 ヤヅナリス

16,108

※普通預金の入金明細の表示のうち、口座振替など後方に手続されるもの等について、銀行での手続日がお客さまのお取引日より 1 日ずれる場合がございます。
このため、ご指定の期間より、前後 1 日分拡大して表示しております。

202603231406

1/2ページ

細田 善則様

埼玉りそな銀行

取引明細表

2026.2.4

振替 ヤヅナリス

16,108

2026.3.4

振替 ヤヅナリス

16,108

以下空白

御見積書

細田事務所

御中

見積年月日

2024/3/9

御照会賜りました件、下記のとおり御見積申し上げます。
何卒御用命の程、お願い申し上げます。

御見積金額	下記の通り
納期	別途お打ち合わせ
納入場所	御社ご指定場所
御支払条件	別途お打ち合わせ
見積有効期限	発行後1ヶ月以内

代理店届出番号: C1901988

埼玉県さいたま市中央区上落合2-2-1

埼玉トヨペット株式会社

情報通信課 OAグループ

TEL 048-859-4180

担当

印

メーカー/項目	数量	標準価格	販売単価	金額
富士フィルム ビジネスイノベーション				
Apeos C2360 PFS-4T (23枚/分)	1	1,710,000	1,710,000	1,710,000 円
カラー複合機【コピー・プリンター・FAX・スキャナー】				
インナー排出トレイ	1	5,700	5,700	5,700 円
			0	0 円
			0	0 円
			0	0 円
			0	0 円
			0	0 円
			0	0 円
			0	0 円
宛先データ移行サービス	1	20,000	20,000	20,000 円
複合機活用支援サービス	1	30,000	30,000	30,000 円
搬入設置料金	1	25,000	25,000	25,000 円
トータルサービス契約(月額)				小計 1,790,700 円
				特別値引き ▲ 1,291,770 円
				物件購入代金 498,930 円
				消費税(10%) 49,893 円
				現金購入合計金額(税込) 548,823 円
※上記保守契約には、消耗品を除く部品の、部品代及び初期費用の費用が含まれております。				
※上記保守料金には、消費税は含まれておりません。				
※通常保守(月一金)電話受付時間(9:00~17:00)定時外保守は、別途料金が掛かります。				
※6年満了後、継続される場合、オプション料金が上がります。				

旧リース残

1台	税抜月額	16,100 円	残回数	17 回	解約金(税抜)	273,700 円	税率	10 %	301,070 円
2台	税抜月額		残回数		解約金(税抜)	0 円	税率	8 %	0 円
3台	税抜月額		残回数		解約金(税抜)	0 円	税率	8 %	0 円
解約金合計					解約金(税抜)	273,700 円	税率	8 %	301,070 円

〈備考〉

契約年数5年・リース期間60ヶ月

月額リース料(税抜)	15,100 円
リース料総額(税抜)	906,000 円
課税対象額	604,930 円
消費税額	60,493 円

初月 月額消費税	1,021 円
2ヶ月目以降 月額消費税	1,008 円

A 初月 請求額(税込)	16,121 円
B 2ヶ月目以降 請求額(税込)	16,108 円
⑥ 初回 引落金額(税込) A+B	32,229 円
通常回 引落金額(税込)	16,108 円

合計金額	966,493 円
------	-----------

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

5325

(1/2)

日付	令和 7 年 10 月 6 日	支出額	6,280 円
項目	事務費	充当額	5,652 円
細目	事務費	按分率	90/100
摘要	ipad レンタル代		
備考	埼玉県議会自由民主党議員団		

政務活動費 領収書等貼付用紙

5325

(2/2)

ゲオ  レンタル

領収書

様

注文日時：2025年4月3日(木)18:40
注文番号：409203420398
レンタル期間：2025年10月6日～2025年11月5日

金額 6,280円

但 レンタル代金または商品代金として

お支払い方法：クレジットカード

上記正に領収いたしました

No.		商品名	単価（税込）	数量
1	10%対象	iPad10 Wi-Fiモデル 64GB ブルー	6,280円	1
	10%対象	小計	6,280円	
		合計	6,280円	
		内 消費税	570円	

〒460-0014 愛知県名古屋市中区富士見町8番8号OMCビル
株式会社ゲオ
T5180001138940

本紙は電子的に保存している領収データを画面表示したものです。
金額は全て税込表記になります。
電子商取引にかかる文書のため、印紙税の非課税文書に該当します。

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

5337

(1/2)

日付	令和 7 年 10 月 7 日	支出額	2,372 円
項目	事務費	充当額	2,134 円
細目	事務費	按分率	9/10
摘要	水道代		
備考	8 月～ 9 月		

政務活動費 領収書等貼付用紙

5337

(2/2)

狭山市水道料金・下水道使用料	
納入通知書兼領収証書 ③ 0382	
郵便振替口座	00100-2-960382
加入者	狭山市水道事業管理者 狭山市長
給水所在地	
狭山市富士見1丁目14-11 北野第二ビル 3F	
使用者	
東山 徹様	
下記の金額を納入期限までに納入してください。	
狭山市長 小谷野 岡	
納入期限	令和 7 年 10 月 27 日
お客様番号	
[REDACTED]	
使用年月分	
50709	令和 7 年 8 月~
	令和 7 年 9 月
使用水量	1 m ³
排除量	1 m ³
水道料金	1,039 円
10%	(内消費税額 94円)
下水道使用料	1,333 円
10%	(内消費税額 121円)
お支払い金額	2,372 円
上記の金額を領収いたしました。	
狭山市企業出納員	
金額を訂正したもの、領収日付印のないものは無効です。領収証書は10年間大切に保存してください。	
領収日付印	25.10.-7 296957
収入印紙不要	
お客様(保管用)	

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

5338

(1/11)

日付	令和 7 年 10 月 7 日	支出額	39,585 円
項目	事務費	充当額	35,626 円
細目	事務費	按分率	9/10
摘要	事務機器リース代		
備考	9 月分		

政務活動費 領収書等貼付用紙

5338

(2/11)

キャッシュサービスご利用明細			
毎度ありがとうございます。 お取引内容をお確かめのうえ、 お持ち帰りください。			
取引銀行		取引店	口座番号
0017			*** ****
取扱店	お取引日	時刻	
10402	07-10-07	14:34	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥39,475	¥110	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳		C 認証	
(1万円)	(5千円)	(1千円)	(硬貨)
万円	千円	千円	円
お振込明細またはご案内			
お受取人	埼玉りそな銀行 さくらそう支店 普通 1491391 カ) アス" マリース様		
ヒカ" シヤマトオルセイムカット" ウツ" ムシヨ様			
電話番号	[REDACTED]		
取扱番号	070048		
*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →			
印紙税申告 付につき 税務署承			



建設機械等レンタル基本契約書

株式会社 東リース

目 次

令和 4 年 4 月 1 日 改定

第 1 条（総則）
第 2 条（個別契約）
第 3 条（レンタル期間）
第 4 条（契約期間）
第 5 条（レンタル料等）
第 6 条（基本管理料）
第 7 条（セーフティサービス料）
第 8 条（支払期日）
第 9 条（保証金）
第 10 条（物件の引渡し、危害）
第 11 条（物件の検収）
第 12 条（損害賠償の制限）
第 13 条（物件の保守・管理、月次点検）
第 14 条（物件の検査）
第 15 条（禁止事項）
第 16 条（環境汚染物等下での使用禁止）
第 17 条（通知義務）
第 18 条（個別契約終了時の措置、物件の返還）
第 19 条（物件についての損害補償）
第 20 条（反社会的勢力等への対応）
第 21 条（不意慮となった場合の損害賠償・措置）
第 22 条（個人情報利用目的）
第 23 条（個人情報の登録、利用の同意）
第 24 条（契約解除）
第 25 条（契約解除の賠償）
第 26 条（中途解約）
第 27 条（解約損害金）
第 28 条（秘密の保持）
第 29 条（運搬保証人）
第 30 条（情報提供義務）
第 31 条（公正証書）
第 32 条（専属的合意管轄）
第 33 条（駐車違反の場合の処置等）
第 34 条（マシンコントロール/マシン ガイダンス（MC/MC 機能の提供の停止等））
第 35 条（補則）

第 1 条（総則）
1 建設機械、（以下「建設機械等」という。）レンタル基本契約（以下「本契約」という。）は、賃借人を甲、賃貸人を乙、連帯保証人を丙及び丁として、その基本的事項を定める。
2 乙は、甲に対し、建設機械等の賃貸借及びこれに基づくサービス（以下建設機械等の賃貸借及びこれに基づくサービスを総称して「レンタル」という。）を提供する。
第 2 条（個別契約）
1 各物件のレンタル契約（以下「個別契約」という。）は、甲及び乙が本契約に基づいて行う。
2 個別契約は、甲が、物件名、数量、レンタル期間、物件の使用場所等を明確にして申し込み、乙が承諾することによって成立する。
3 個別契約において本契約と異なる事項を定めたときは、個別契約が優先する。
4 個別契約に関する事項は、甲及び乙が協議のうえで決定する。
第 3 条（レンタル期間）
1 各物件のレンタル期間は、貸出日（レンタル開始日）から返還日（レンタル終了日）までとする。
2 乙の承諾を得たときは、甲は、個別契約に定めたレンタル期間を短縮または延長することができる。
第 4 条（契約期間）
本契約の有効期間は契約締結日より 1 年間とし、期間満了 2 か月前までに、甲または乙が相手方に対して本契約改廃の意思表示をしない場合、本契約は同内容にて自動的に 1 年間更新されるものとし、以後も同様とする。
第 5 条（レンタル料等）
1 甲は、乙に対し、レンタル料、修理費用、販売及び運搬費用等（以下「レンタル料等」という。）を支払う。
2 レンタル期間中、物件を使用しない期間または物件使用できない期間があった場合でも、甲は、当該期間のレンタル料等を免れない。
3 レンタル料等は、物件の 1 日 8 時間以内の稼働を前提とするものであり、1 日 8 時間を超えて物件を稼働した場合、乙は、甲に対し、別途定める追加のレンタル料を請求することができる。

政務活動費 領収書等貼付用紙

5338

(5/11)

第6条（基本管理料）
甲は、乙に対し、乙が行う点検及びそれに付随する作業の費用として、別途定める基本管理料を支払う。

第7条（セーフティーサービス料）
1 甲は、乙の定めるセーフティーサービス制度（以下「セーフティーサービス」という。）に加入することができる。甲がセーフティーサービスに加入した場合、セーフティーサービス内容を承諾したものとし、甲は、乙に対し、セーフティーサービス料を支払う。
2 甲がセーフティーサービスに加入し、セーフティーサービス料を支払っていた場合、物件の破損、盗難等があったときでも、甲は乙に対し、乙が定める負担金を支払うことにより、乙に対する損害賠償義務を免れる。ただし、地震、津波、噴火等の自然災害並びに甲の故意または重大な過失による事故等、補償の対象外となる場合、この限りではない。

第8条（支払期日）
1 甲は、毎月 5 日までに引渡を受けた物件のレンタル料等、基本管理料、セーフティーサービス料を、【当月・ 6 月・翌々月】 末 日（金租期間が休日の場合は翌営業日）までに、乙指定の銀行口座に振込む方法により支払う。ただし、振込手数料は甲の負担とする。
2 甲が本契約及び個別契約に基づき負担する金銭債務の支払を遅延した場合、甲は、乙に対し、日歩4銭の遅延損害金を支払う。

第9条（保証金）
1 本契約及び個別契約に基づく甲の債務を担保するため、乙は、甲に対し、乙の定める保証金を請求することができる。
2 甲に第24条1項各号の一つに該当する事由が生じた場合、乙は、前項の保証金をもってレンタル料等その他一切の債務に充当することができる。
3 本契約が終了し甲が物件を返還した場合、乙は、甲に対し、保証金を返還する。この保証金に利息は付きない。

第10条（物件の引渡し、免責）
1 乙は、甲に対し、レンタル開始日に、乙の事業所内において、物件を引き渡す。ただし、甲は、乙に対し、甲が費用を負担することにより、乙の事業所以外の場所において、物件を引き渡すことを請求することができる。

2 物件の引渡しのため、乙が甲の現場内に立ち入る場合、乙は、甲の指示に従う。
3 乙が甲に対して物件を引き渡した場合、乙は、甲に対し、納品書を交付し、甲は、乙に対し、物件借受書を交付する。
4 物件の搬出入、運送、積み降ろし等に伴う事故は、甲が自ら行った場合または甲が乙以外に依頼した場合は甲の責任とし、乙が行った場合は乙の責任とする。
5 地震、津波、噴火、台風及び洪水等の自然災害、電力制限、輸送機関事故、交通制限、第三者との紛争、第三者からの妨害その他乙の責めに帰することのできない事由により、物件の引渡しが遅滞し、または引渡し不能となった場合、乙は、甲に対し、損害賠償義務を負わない。

第11条（物件の使収）
1 甲は、物件受領後直ちに、物件の根柢、仕様、性能、機能及び数量等について検収し、物件が本契約及び個別契約の内容に適合していることを確認する。
2 物件が本契約及び個別契約の内容に適合しない場合、甲は、乙に対し、直ちに通知する。
3 甲が前項の通知をしなかった場合、物件が本契約及び個別契約の内容に適合しているものとみなす。
4 甲が第2項の通知をした場合、乙は、物件を修理し、または甲に対して代替の物件を引渡す。

第12条（損害賠償の制限）
乙が甲に対して損害賠償義務を負う場合、損害賠償の額は、個別契約におけるレンタル料相当額を上限とする。

第13条（物件の保守・管理、月次点検）
1 甲は、物件の引渡しから返還までの間、物件の使用、保管にあたっては善良な管理者として、物件本来の用法、能力に従って使用し、常に正常な状態を維持管理する。
2 甲は、物件の使用前には必ず「取扱説明書」を確認し、作業開始前には必ず始業点検を行い、必要な整備を実施する。
3 物件の保管、維持及び保守に関する費用は、全て甲の負担とする。
4 甲は、自己の責任と負担で物件の月次点検及び自主点検等を行い、乙がこれらを行った場合、甲は、乙に対し、乙が負担した費用を支払う。
5 物件の設置、保管、使用により甲が第三者に損害を与えた場合、甲の責任において解決し、乙は一切の責任を負わない。

第14条（物件の検査）

- 1 乙が甲に対してあらかじめ通知した場合、乙は、物件の使用場所において、物件の使用方法及び保管状況を検査することができる。
- 2 甲は、前項の検査に積極的に協力しなければならない。

第15条（禁止事項）

- 1 甲は、次の各号に定める行為をしてはならない。
 - (1) 物件を第三者に譲渡し、または、担保に供すること
 - (2) 物件の操作、取り扱いを有資格者以外に行わせること
- 2 甲は、乙の書面による承諾を得なければ、次の各号に定める行為をしてはならない。
 - (1) 物件に新たに装置、部品、付属品等を装着させ、または既に装着しているものを取り外すこと
 - (2) 物件を改造し、または性能、機能を変更すること
 - (3) 物件を本来の用途以外に使用すること
 - (4) 物件を当初に納入した場所から他へ移動させること
 - (5) 個別契約に基づく賃借権を他に譲渡し、または物件を第三者に転貸すること
 - (6) 物件に表示された所有者の表示や標識を抹消し、または取り外すこと

第16条（環境汚染物質下での使用禁止）

- 1 甲は、放射能、アスベスト等の有害物質、病原体、その他の環境汚染物質等（以下「汚染物質等」という。）の存在する環境下で物件を使用しない。ただし、乙の書面による承諾を得たときは、この限りでない。
- 2 物件に汚染物質等が付着した場合、甲は、汚染物質等の除去、または廃棄処分を直ちに行之、乙がこれを行った場合、甲は、乙に対し、乙が負担した費用を支払う。
- 3 汚染物質等が付着した物件によって乙または第三者が損害を被った場合、甲が一切の責任を負う。

第17条（通知義務）

- 次の各号に定める場合、甲及び乙は、相手方に対し、速やかに書面により通知する。
- (1) レンタル期間中の物件について盗難、滅失、または損傷が生じたとき
 - (2) 住所を移転したとき
 - (3) 代表者を変更したとき

(4) 事業の内容に重要な変更があったとき

- (5) レンタル期間中の物件につき、第三者から強制執行、その他法律的・事実的侵害があったとき

第18条（個別契約満了時の措置、物件の返還）

- 1 個別契約満了時、甲は直ちに物件を個別契約で定める場所において返還し、甲が乙に物件を返還した場合、乙は、甲に対し、受領書を交付する。
- 2 物件の返還に要する一切の費用は、甲の負担とする。
- 3 物件の返還には、甲及び乙の双方が立ち会うものとする。ただし、甲が立ち会うことができない場合、甲は、乙の検取に異議を申し立てることはできない。
- 4 甲は、乙に対し、貸出時の状態にて物件を返還する。返還時に物件に損傷、汚損、欠品等が認められる場合、甲の責任において原状に復し、乙がこれを行った場合、甲は、乙に対し、乙が負担した費用を支払う。

第19条（物件についての損害補償）

- 1 地震、津波、噴火、台風及び洪水等の自然災害、その他原因のいかんを問わず、レンタル中の物件に損傷、滅失、盗難等が発生した場合でも、甲は本契約及び個別契約に定める義務を免れない。
- 2 物件が損傷して乙が修理を行った場合、甲は、乙に対し、乙が負担した費用を支払う。
- 3 物件の滅失、盗難等により乙への返却が困難な場合、甲は、乙に対し、物件の再調達価格相当額を支払うものとする。
- 4 事故等により物件に損傷が発生し、その物件の修理額が再調達価格を超える場合、乙は再調達価格を修理代として請求する。
- 5 物件の修理または再調達に時間を要する場合、甲は、乙に対し、修理または再調達に要した期間に相当する補償金を支払う。

第20条（反社会的勢力等への対応）

- 1 甲は、乙に対し、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
 - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特定知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という。）
 - (2) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (3) 反社会的勢力が経営に実質的に参与していると認められる関係を有すること

- (4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - (5) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
 - (6) 役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 甲は、乙に対し、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。
- (1) 暴力的な請求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な請求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて乙の信用を損傷し、若しくは乙の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 甲が次の各号のいずれかに該当したときは、乙は、何らの催告をせずに、本契約を解除することができる。
- (1) 第1項各号のいずれかに該当したとき
 - (2) 前項各号のいずれかに該当する行為を行ったとき
- 4 前項により乙が本契約を解除した場合、甲は、乙に対し、解除により生じた乙の損害を賠償しなければならず、乙は、甲に対し、解除により生じた甲の損害を賠償する責任を負わない。

第21条（不返還となった場合の損害賠償・措置）

- 1 甲は、乙に対し、甲が物件を返還しないことにより発生した全ての損害を賠償する。
- 2 乙は、個別契約満了または本契約若しくは個別契約の解除にもかかわらず甲が物件を返還しない場合、一般社団法人日本建設機械レンタル協会（以下「レンタル協会」という。）に報告し、不返還者リストに登録するとともに、必要な法的措置をとる。

第22条（個人情報の利用目的）

- 1 乙が、甲及び丙・丁の個人情報を取得し、利用する目的は次のとおりとする。
- (1) 個別契約及び連帯保証契約の締結に際し、甲及び丙・丁に関する本人確認及び審査を行うため

- (2) 物件が不返還になった場合に前条第2項の措置を行うため
- 2 前項に定める目的以外に個人情報を取得する場合、乙は、甲及び丙・丁に対し、あらかじめその利用目的を明示する。
- 3 乙は、東グループにおいて顧客との取引を適切かつ円滑に履行するため、次のとおり甲及び丙・丁の個人情報を東グループ内で共同利用することができる。
- (1) 共同利用する項目
氏名、住所、電話番号、メールアドレス、生年月日
 - (2) 共同利用する範囲
東グループ各社
 - (3) 利用目的
 - ① 業務上のご連絡をする場合
 - ② 当社が取り扱う商品及びサービスに関するご案内をする場合
 - ③ お客様からのお問い合わせまたはご依頼等への対応をする場合
 - (4) 共同利用の管理責任者
株式会社東ホールディングス

第23条（個人情報の登録、利用の同意）

- 1 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合、乙が取得した個人情報が、レンタル協会に7年を超えない期間、登録及び利用されることに同意する。
- (1) 物件使用に関し、甲または丙・丁の違反行為により、その結果乙に行政処分が科せられたとき
 - (2) 物件使用に関し、甲が度重なる行政処分を受けたとき
 - (3) 物件使用に関し、調査機関による調査が開始されたと乙が認識したとき
 - (4) 物件の不返還があったとき
 - (5) レンタル料等の不払い及び支払い遅延があったとき
- 2 前項の情報は、レンタル協会に加入する会員であるレンタル業者により、契約締結の際の審査のために利用される。

第24条（契約の解除）

- 1 甲が次の各号のいずれかに該当する場合、乙は、何らの催告をすることなく本契約及び個別契約を解除することができる。
- (1) 本契約または個別契約に違反したとき
 - (2) レンタル料等、基本管理料、セーフティサービス料、その他乙に負する債務の履行を遅滞したとき

政務活動費 領収書等貼付用紙

- (3) 自ら搬出または引受け手形若しくは小切手が不渡りとなったとき及び支払い不能または支払停止状態に至ったとき
 - (4) 公租公費の滞納処分、他の債務について執行保全処分、強制執行、競売その他の公権力の処分を受け、若しくは破産、民事再生、会社更生の手続開始の申立があったとき、または清算に入る等事実上営業を停止したとき
 - (5) 物件について必要な保守・管理を行わなかったとき、または法令その他で定める物件の使用法に違反したとき
 - (6) 解散、死亡若しくは制限能力者、または住所・居所が不明となったとき
 - (7) 信用状態が著しく悪化し、またはその恐れがあると認められる客観的な事情が発生したとき
 - (8) レンタル利用に関して、不正な行為（違法行為または公序良俗に違反する行為等）があったとき
- 2 前項により乙が契約を解除した場合、甲は、乙に対し、直ちに物件を返還するとともに、物件返還日までのレンタル料その他一切の債務を支払う。
- 3 甲に第1項の一つに該当する事由が生じた場合、甲は当然に期限の利益を失い、残存する一切の債務を乙に対して支払う。

第25条（契約解除の措置）

- 1 前条により本契約または個別契約が解除された場合、甲は直ちに物件を個別契約で定める場所において返還し、甲が乙に物件を返還した場合、乙は、甲に対し、受領書を交付する。
- 2 甲が物件を直ちに返還をしない場合、乙は物件の保管場所に立ち入り回収し、損害ある場合、甲はその損害を負担する。
- 3 物件の返還に要する一切の費用は、甲の負担とする。
- 4 物件の返還には、甲及び乙の双方が立ち会うものとする。ただし、甲が立ち会うことができない場合、甲は、乙の検収に異議を申し立てることはできない。
- 5 甲は、乙に対し、貸出時の状態にて物件を返還する。返還時に物件に損傷、汚損、欠品等が認められる場合、甲の責任において原状に復し、乙がこれを行った場合、甲は、乙に対し、乙が負担した費用を支払う。
- 6 物件の返還が完了するまで、甲は、本契約及び個別契約に定められた義務を履行する。
- 7 本契約または個別契約の解除により甲が損害を被った場合でも、乙は、甲に対し、損害を賠償する義務を負わない。

第26条（中途解約）

- 1 個別契約期間中、甲は本契約及び個別契約を解約することはできない。ただし、乙が、相当と認めた場合はこの限りではない。
- 2 前項により本契約及び個別契約が解約された場合、前条の規定を準用する。

第27条（解約損害金）

前二条の規定により物件が返還された場合、甲は、乙に対し、個別契約で定めた違約金を支払う。ただし、個別契約に定めがない場合、甲乙協議のうえ損害金を定める。

第28条（秘密の保持）

甲及び乙は、本契約及び個別契約終了後も、本契約及び個別契約により知り得た一切の情報を第三者に漏洩してはならない。

第29条（連帯保証人）

- 1 乙は、甲に対し、本契約及び個別契約に連帯保証人を付けることを請求することができる。
- 2 丙及び丁は、甲と連帯して、本契約及び個別契約から生じる甲の一切の債務（以下「主債務」という。）を保証する。ただし、当該保証の極度額は3000万円とする。

第30条（情報提供義務）

- 丙及び丁は、乙に対し、本契約日までに、甲から次の各号すべてにかかる情報の提供を受けたことを確約する。
- (1) 甲の財産及び収支の状況
 - (2) 甲が主債務以外に負担している債務の負担の有無並びにその額及び履行状況
 - (3) 甲が主債務の担保として他に提供し、または提供しようとするものがあるときは、その旨及び内容

第31条（公正証書）

乙は、甲及び丙・丁に対し、甲及び丙・丁の負担で、本契約及び個別契約に関する公正証書の作成を請求することができる。

第32条（専属的合意管轄）

本契約及び個別契約に関する甲と乙との紛争については、さいたま地方裁判所川越支部または所轄のいかににかかわらず所沢簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第33条（駐車違反の場合の処置等）

- 1 レンタル期間中に物件に関し駐車違反があった場合は、甲が自ら駐車違反に係る反則金を納付し、当該駐車違反に伴うレッカー移動・保管等の諸費用（以下「レッカー代等」という。）を負担する。
- 2 警察から乙に対し違法駐車された物件の移動又は引取要請があり、乙がこれに応じて当該物件を移動した場合、乙は甲に対し速やかに通知する。
- 3 前項の場合、乙が当該駐車違反に係る反則金又はレッカー代等を負担したときは、甲は、乙が負担した一切の費用を乙に支払う。乙が指定した日までに甲がこれを支払わない場合、乙は当該レンタル個別契約を解除することができ、当該物件を甲に使用させないことができる。
- 4 甲が第1項の駐車違反に係る反則金を所定期限内に納付せず、又はレッカー代等を指定日までに支払わないときは、乙は当該個別レンタル契約を解除することができ、当該物件を甲に使用させないことができる。
- 5 違法駐車により甲が本物件を使用できなかった場合も、レンタル期間及びレンタル料は変更されない。

第34条 マシンコントロール/マシンガイダンス（MC/MG機能の提供の停止等）

- 1 乙は、次のいずれかの事由に該当する場合は、甲に事前に通知することなく、MC/MG機能の全部又は一部の提供を停止又は中断することができる。
 - (1) 乙の責めに帰すべき事由によらざる本サービス用設備についての障害
 - (2) 甲の設備の故障・不具合等
 - (3) 甲の設備、本サービス用設備の定期点検・緊急点検その他のメンテナンス
 - (4) 電波の障害（電波が届かない又は届きにくい等の事象を含む。）
 - (5) 天災地変、騒乱、暴動等の不可抗力
 - (6) MC/MG機能の提供に必要な第三者のソフトウェア、サーバその他の設備・権利等の貸与・ライセンス等を乙が受けられなくなった場合
 - (7) 甲による第15条違反その他乙の定める手順・セキュリティ基準等への遵守
 - (8) その他、乙がMC/MG機能の提供の停止又は中断が必要と判断した場合

- 2 乙は、本サービス用設備について障害があることを知ったときは、速やかに甲にその旨を通知する。
- 3 乙は、本サービス用設備のうち、乙等が保有するものに障害があることを知ったときは、直ちに当該設備の修理又は復旧に努める。
- 4 乙は、本サービス用設備のうち、乙等が保有しないものに障害があることを知ったときは、当該設備を保有する第三者に対し通知するなど合理的な範囲で修理又は復旧に努める。
- 5 前3項のほか、物件のMC/MG機能に不具合が発生したときは、甲及び乙はそれぞれ遅滞なく相手方に通知する。甲及び乙間で協議のうえ、各自の行うべき対応措置を決定した場合、甲及び乙は、それを実施する。
- 6 第1項に定める事由により甲がMC/MG機能を利用することができない状態が生じたときであっても、甲は、乙に対し、個別契約において合意したレンタル料を支払うものとし、これにより甲に生じた損害について乙は一切の責任を負わない。

第35条（紛則）

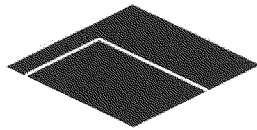
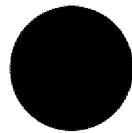
本契約及び個別契約に定めのない事項については、甲及び乙は誠意をもって協議し解決する。

政務活動費 領収書等貼付用紙

5338

(10/11)

		2024 年 12 月 / 日	
貸貸人 (乙)	住所	埼玉県入間市新久 1 3 7-1	
		株式会社 東リース	
		代表取締役 黒米 浩	
貸借人 (甲)	住所	[Redacted]	
	氏名	東山 徹	
連帯保証人 (丙)	住所		
	氏名		
連帯保証人 (丁)	住所		
	氏名		



株式会社 東リース

請求明細書

請求締切日 2025年 0月30日
発行日 2025年10月 2日
お支払日 2025年10月31日

株式会社 東リ

人形町事務所

〒530-0014 埼玉県入間市宮本2丁目1番1号

TEL 04-2934-6700 FAX 04-2934-1400

営業担当

東山 徹 政務活動事務所

御中

毎度御引立てに厚く御礼申し上げます。
下記の通りご請求申し上げますので、よろしくご検収下さい。

前回の請求額	当月ご入金額	繰越額	当月御支払額	消費税率	今回の請求額	合計ご請求額
		0	35,000	3.50%	39,475	39,475

区分	品名	出庫日	入庫日	使用期間 日 基	終了 日	日数	数量	単位	単 価	合 算	税 率
I 事務所											
貸出	カラーコピー機	01727605 24/ 4/ 1	継続 *	9/ 1	9/30	30	1	台	月極 7,500	1,500	
貸出	留守番電話機 子機1台付	01727605 24/ 4/ 1	継続 *	9/ 1	9/30	30	1	台	月極 2,000	2,000	
貸出	シェルフ-A3	01727605 24/ 4/ 1	継続 *	9/ 1	9/30	30	1	台	月極 9,500	9,500	
貸出	片袖机W1200縦付	01727605 24/ 4/ 1	継続 *	9/ 1	9/30	30	2	台	月極 550	1,100	
貸出	打合せテーブル1200×750	01727605 24/ 4/ 1	継続 *	9/ 1	9/30	30	4	台	月極 600	2,400	
貸出	肘付回転椅子	01727605 24/ 4/ 1	継続 *	9/ 1	9/30	30	2	台	月極 350	700	
貸出	折畳椅子	01727605 24/ 4/ 1	継続 *	9/ 1	9/30	30	10	台	月極 120	1,200	A3-1扉
貸出	書庫 W900	01727605 24/ 4/ 1	継続 *	9/ 1	9/30	30	1	台	月極 300	300	
貸出	カウンター書庫 W900	01727605 24/ 4/ 1	継続 *	9/ 1	9/30	30	1	台	月極 700	700	
貸出	パーテーション900×1900	01727605 24/ 4/ 1	継続 *	9/ 1	9/30	30	4	台	月極 1,200	4,800	
貸出	冷蔵庫86～100リットル	01727605 24/ 4/ 1	継続 *	9/ 1	9/30	30	1	台	月極 1,500	1,500	
貸出	消火器10号	01727605 24/ 4/ 1	継続 *	9/ 1	9/30	30	1	台	月極 450	450	
合 計											

注) <は軽減税率(8%)適用商品 0001-20874-000
登録番号 T4-0300-0102-6748

御中

(表紙)

株式会社 東リ

TEL: 04-2934-6308 FAX: 04-2934-1409
営業担当 〇〇〇〇

TEL: 04-2934-6308 FAX: 04-2934-1409
営業担当

毎度御引立てに堪り厚く御礼申し上げます。
下記の通りご請求申し上げますので、よろしくご検収下さい。

品名	数量	単価	金額
3-6			
1. 品名			35,886
2. 消費税			3,589
3. 課税対象額	35,886 X	10%	
合計			39,475

埼玉りそな銀行 さくらそう支店 普通預金 1491391
かアス・マリス

登錄番号 T4-0300-0102-6748

登錄番号 T4-0300-0102-6748



建設機械等レンタル基本契約書

株式会社 東リース

目 次

令和4年4月1日改定

第1条 (総則)
第2条 (個別契約)
第3条 (レンタル期間)
第4条 (規約期間)
第5条 (レンタル料等)
第6条 (基本管理料)
第7条 (ヤードフェイサーサービス料)
第8条 (支払期日)
第9条 (保証金)
第10条 (物件の引渡し、免責)
第11条 (物件の検収)
第12条 (損害賠償の制限)
第13条 (物件の保守・管理、月次点検)
第14条 (物件の検査)
第15条 (禁止事項)
第16条 (環境汚染物質下での使用禁止)
第17条 (通知義務)
第18条 (個別契約終了時の措置、物件の返還)
第19条 (物件についての損害賠償)
第20条 (反社会的勢力等への対応)
第21条 (不返還となった場合の損害賠償・措置)
第22条 (個人情報保護の利用目的)
第23条 (個人情報保護の登録、利用の同意)
第24条 (契約解除)
第25条 (契約解除の措置)
第26条 (中途解約)
第27条 (解約損害金)
第28条 (秘密の保持)
第29条 (損害作止人)
第30条 (情報提供義務)
第31条 (公正証書)
第32条 (専断的合意管轄)
第33条 (駐車違反の場合の処置等)
第34条 (マシンコントロール/マシンガイダンス (MC/MG機能の提供の停止等))
第35条 (補則)

第1条 (総則)

- 1 建設機械、(以下「建設機械等」という。)レンタル基本契約(以下「本契約」という。)は、賃借人を甲、賃貸人を乙、連帯保証人を丙及び丁として、その基本的事項を定める。
- 2 乙は、甲に対し、建設機械等の賃貸借及びこれに基づくサービス(以下建設機械等の賃貸借及びこれに基づくサービスを総称して「レンタル」という。)を提供する。

第2条 (個別契約)

- 1 各物件のレンタル契約(以下「個別契約」という。)は、甲及び乙が本契約に基づいて行う。
- 2 個別契約は、甲が、物件名、数量、レンタル期間、物件の使用場所等を明確にして申し込み、乙が承諾することによって成立する。
- 3 個別契約において本契約と異なる事項を定めたときは、個別契約が優先する。
- 4 個別契約に関する事項は、甲及び乙が協議のうえで決定する。

第3条 (レンタル期間)

- 1 各物件のレンタル期間は、貸出日(レンタル開始日)から返還日(レンタル終了日)までとする。
- 2 乙の承諾を得たときは、甲は、個別契約に定めたレンタル期間を短縮または延長することができる。

第4条 (契約期間)

本契約の有効期間は契約締結日より1年間とし、期間満了2か月前までに、甲または乙が相手方に対して本契約改廃の意思表示をしない場合、本契約は同内容にて自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

第5条 (レンタル料等)

- 1 甲は、乙に対し、レンタル料、修理費用、販売及び運搬費用等(以下「レンタル料等」という。)を支払う。
- 2 レンタル期間中、物件を使用しない期間または物件使用できない期間があった場合でも、甲は、当該期間のレンタル料等を免れない。
- 3 レンタル料等は、物件の1日8時間以内の稼働を前提とするものであり、1日8時間を超えて物件を稼働した場合、乙は、甲に対し、別途定める追加のレンタル料を請求することができる。

第6条（基本管理料）

甲は、乙に対し、乙が行う点検及びそれに付随する作業の費用として、別途定める基本管理料を支払う。

第7条（セーフティーサービス料）

- 1 甲は、乙の定めるセーフティーサービス制度（以下「セーフティーサービス」という。）に加入することができる。甲がセーフティーサービスに加入した場合、セーフティーサービス内容を承諾したものとし、甲は、乙に対し、セーフティーサービス料を支払う。
- 2 甲がセーフティーサービスに加入し、セーフティーサービス料を支払っていた場合、物件の破損、盗難等があったときでも、甲は乙に対し、乙が定める負担金を支払うことにより、乙に対する損害賠償義務を免れる。ただし、地震、津波、噴火等の自然災害並びに甲の故意または重大な過失による事故等、補償の対象外となる場合、この限りではない。

第8条（支払期日）

- 1 甲は、毎月 定 日までに引渡を受けた物件のレンタル料等、基本管理料、セーフティーサービス料を、【当月・定・翌々月】 定 日（金租期間が休日の場合は翌営業日）までに、乙指定の銀行口座に振込む方法により支払う。ただし、振込手数料は甲の負担とする。
- 2 甲が本契約及び個別契約に基づき負担する金銭債務の支払を遅延した場合、甲は、乙に対し、日歩4銭の遅延損害金を支払う。

第9条（保証金）

- 1 本契約及び個別契約に基づく甲の債務を担保するため、乙は、甲に対し、乙の定める保証金を請求することができる。
- 2 甲に第24条1項各号の一つに該当する事由が生じた場合、乙は、前項の保証金をもちてレンタル料等その他一切の債務に充当することができる。
- 3 本契約が終了し甲が物件を返還した場合、乙は、甲に対し、保証金を返還する。この保証金に利息は付さない。

第10条（物件の引渡し、免責）

- 1 乙は、甲に対し、レンタル開始日に、乙の事業所内において、物件を引き渡す。ただし、甲は、乙に対し、甲が費用を負担することにより、乙の事業所以外の場所において、物件を引き渡すことを請求することができる。

- 2 物件の引渡しのため、乙が甲の現場内に立ち入る場合、乙は、甲の指示に従う。
- 3 乙が甲に対して物件を引き渡した場合、乙は、甲に対し、納品書を交付し、甲は、乙に対し、物件收受書を交付する。
- 4 物件の搬出入、運送、積み降ろし等に伴う事故は、甲が自ら行った場合または甲が乙以外に依頼した場合は甲の責任とし、乙が行った場合は乙の責任とする。
- 5 地震、津波、噴火、台風及び洪水等の自然災害、電力制限、輸送機関事故、交通制限、第三者との紛争、第三者からの妨害その他乙の責めに帰することのできない事由により、物件の引渡しが遅滞し、または引渡し不能となった場合、乙は、甲に対し、損害賠償義務を負わない。

第11条（物件の検収）

- 1 甲は、物件受領後直ちに、物件の規格、仕様、性能、機能及び数量等について検収し、物件が本契約及び個別契約の内容に適合していることを確認する。
- 2 物件が本契約及び個別契約の内容に適合しない場合、甲は、乙に対し、直ちに通知する。
- 3 甲が前項の通知をしなかった場合、物件が本契約及び個別契約の内容に適合しているものとみなす。
- 4 甲が第2項の通知をした場合、乙は、物件を修理し、または甲に対して代替の物件を引渡す。

第12条（損害賠償の制限）

乙が甲に対して損害賠償義務を負う場合、損害賠償の額は、個別契約におけるレンタル料相当額を上限とする。

第13条（物件の保守・管理、月次点検）

- 1 甲は、物件の引渡しから返還までの間、物件の使用、保管にあたっては善良な管理者として、物件本来の用法、能力に従って使用し、常に正常な状態を維持管理する。
- 2 甲は、物件の使用前には必ず「取扱説明書」を確認し、作業開始前には必ず始業点検を行い、必要な整備を実施する。
- 3 物件の保管、維持及び保守に関する費用は、全て甲の負担とする。
- 4 甲は、自己の責任と負担で物件の月次点検及び自主点検等を行い、乙がこれらを行った場合、甲は、乙に対し、乙が負担した費用を支払う。
- 5 物件の設置、保管、使用により甲が第三者に損害を与えた場合、甲の責任において解決し、乙は一切の責任を負わない。

第14条（物件の検査）

- 1 乙が甲に対してあらかじめ通知した場合、乙は、物件の使用場所において、物件の使用方法及び保管状況を検査することができる。
- 2 甲は、前項の検査に積極的に協力しなければならない。

第15条（禁止事項）

- 1 甲は、次の各号に定める行爲をしてはならない。
 - (1) 物件を第三者に譲渡し、または、担保に供すること
 - (2) 物件の操作、取り扱いを有資格者以外に行われること
- 2 甲は、乙の書面による承諾を得なければ、次の各号に定める行爲をしてはならない。
 - (1) 物件に新たに設置、部品、付属品等を装着させ、または既に装着しているものを取り外すこと
 - (2) 物件を改造し、または性能、機能を変更すること
 - (3) 物件を本来の用途以外に使用すること
 - (4) 物件を当初に納入した場所から他へ移動させること
 - (5) 個別契約に基づく賃借権を他に譲渡し、または物件を第三者に転貸すること
 - (6) 物件に表示された所有者の表示や標識を抹消し、または取り外すこと

第16条（環境汚染物質下での使用禁止）

- 1 甲は、放射能、アスベスト等の有害物質、病原体、その他の環境汚染物質等（以下「汚染物質等」という。）の存在する環境下で物件を使用しない。ただし、乙の書面による承諾を得たときは、この限りでない。
- 2 物件に汚染物質等が付着した場合、甲は、汚染物質等の除去、または廃棄処分を直に行い、乙がこれらを行った場合、甲は、乙に対し、乙が負担した費用を支払う。
- 3 汚染物質等が付着した物件によって乙または第三者が損害を被った場合、甲が一切の責任を負う。

第17条（通知義務）

次の各号に定める場合、甲及び乙は、相手方に対し、速やかに書面により通知する。

- (1) レンタル期間中の物件について盗難、滅失、または損傷が生じたとき
- (2) 住所を移転したとき
- (3) 代表者を変更したとき

(4) 事業の内容に重要な変更があったとき

(5) レンタル期間中の物件につき、第三者から差押執行、その他法律的・事実的侵害があったとき

第18条（個別契約満了時の措置、物件の返還）

- 1 個別契約満了時、甲は直ちに物件を個別契約で定める場所において返還し、甲が乙に物件を返還した場合、乙は、甲に対し、受領書を交付する。
- 2 物件の返還に要する一切の費用は、甲の負担とする。
- 3 物件の返還には、甲及び乙の双方が立ち会うものとする。ただし、甲が立ち会うことができない場合、甲は、乙の検収に異議を申し立てることはできない。
- 4 甲は、乙に対し、貸出時の状態にて物件を返還する。返還時に物件に損傷、汚損、欠品等が認められる場合、甲の責任において原状に復し、乙がこれらを行った場合、甲は、乙に対し、乙が負担した費用を支払う。

第19条（物件についての損害補償）

- 1 地震、津波、噴火、台風及び洪水等の自然災害、その他原因のいかんを問わず、レンタル中の物件に損傷、滅失、盗難等が発生した場合でも、甲は本契約及び個別契約に定める義務を免れない。
- 2 物件が損傷して乙が修理を行った場合、甲は、乙に対し、乙が負担した費用を支払う。
- 3 物件の滅失、盗難等により乙への返却が困難な場合、甲は、乙に対し、物件の再調達価格相当額を支払うものとする。
- 4 事故等により物件に損傷が発生し、その物件の修理額が再調達価格を超える場合、乙は再調達価格を修理代として請求する。
- 5 物件の修理または再調達に時間を要する場合、甲は、乙に対し、修理または再調達に要した期間に相当する補償金を支払う。

第20条（反社会的勢力等への対応）

- 1 甲は、乙に対し、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
 - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、無知無能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という。）
 - (2) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (3) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

- (4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - (5) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
 - (6) 役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 甲は、乙に対し、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。
- (1) 暴力的な請求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な請求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて乙の信用を損傷し、若しくは乙の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 甲が次の各号のいずれかに該当したときは、乙は、何らの催告をせずに、本契約を解除することができる。
- (1) 第1項各号のいずれかに該当したとき
 - (2) 前項各号のいずれかに該当する行為を行ったとき
- 4 前項により乙が本契約を解除した場合、甲は、乙に対し、解除により生じた乙の損害を賠償しなければならず、乙は、甲に対し、解除により生じた甲の損害を賠償する責任を負わない。

第21条（不返還となった場合の損害賠償・措置）

- 1 甲は、乙に対し、甲が物件を返還しないことにより発生した全ての損害を賠償する。
- 2 乙は、個別契約満了または本契約若しくは個別契約の解除にもかかわらず甲が物件を返還しない場合、一般社団法人日本建設機械レンタル協会（以下「レンタル協会」という。）に報告し、不返還者リストに登録するとともに、必要な法的措置をとる。

第22条（個人情報の利用目的）

- 1 乙が、甲及び丙・丁の個人情報を取得し、利用する目的は次のとおりとする。
- (1) 個別契約及び連帯保証契約の締結に際し、甲及び丙・丁に関する本人確認及び審査を行うため

- (2) 物件が不返還になった場合に前条第2項の措置を行うため
- 2 前項に定める目的以外に個人情報を取得する場合、乙は、甲及び丙・丁に対し、あらかじめその利用目的を明示する。
- 3 乙は、東グループにおいて顧客との取引を適切かつ円滑に履行するため、次のとおり甲及び丙・丁の個人情報を東グループ内で共同利用することができる。
- (1) 共同利用する項目
氏名、住所、電話番号、メールアドレス、生年月日
 - (2) 共同利用する範囲
東グループ各社
 - (3) 利用目的
 - ① 業務上のご連絡をする場合
 - ② 当社が取り扱う商品及びサービスに関するご案内をする場合
 - ③ お客様からのお問い合わせまたはご依頼等への対応をする場合
 - (4) 共同利用の管理責任者
株式会社東ホールディングス

第23条（個人情報の登録、利用の同意）

- 1 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合、乙が取得した個人情報が、レンタル協会に7年を超えない期間、登録及び利用されることに同意する。
- (1) 物件使用に関し、甲または丙・丁の違反行為により、その結果乙に行政処分が科せられたとき
 - (2) 物件使用に関し、甲が度重なる行政処分を受けたとき
 - (3) 物件使用に関し、捜査機関による捜査が開始されたと乙が認識したとき
 - (4) 物件の不返還があったとき
 - (5) レンタル料等の不払い及び支払い遅延があったとき
- 2 前項の情報は、レンタル協会に加入する会員であるレンタル業者により、契約締結の露の審査のために利用される。

第24条（契約の解除）

- 1 甲が次の各号のいずれかに該当する場合、乙は、何らの催告をすることなく本契約及び個別契約を解除することができる。
- (1) 本契約または個別契約に違反したとき
 - (2) レンタル料等、基本管理料、セーフティーサービス料、その他乙に対する債務の履行を遅滞したとき

- (3) 自ら搬出しまたは引受けたり手形若しくは小切手が不渡りとなったとき及び支払
い不能または支払停止状態に至ったとき
 - (4) 公租公課の滞納処分、他の債務について執行保全処分、強制執行、競売その他
の公権力の処分を受け、若しくは破産、民事再生、会社更生の手続開始の申立があ
ったとき、または清算に入る等事実上営業を停止したとき
 - (5) 物件について必要な保守・管理を行わなかったとき、または法令その他で定め
る物件の使用方法に違反したとき
 - (6) 解散、死亡若しくは制限能力者、または住所・居所が不明となったとき
 - (7) 信用状態が著しく悪化し、またはその恐れがあると認められる客観的な事情が
発生したとき
 - (8) レンタル利用に関して、不正な行為（違法行為または公序良俗に違反する行為
等）があったとき
- 2 前項により乙が契約を解除した場合、甲は、乙に対し、直ちに物件を返還すると
ともに、物件返還日までのレンタル料その他一切の債務を支払う。
 - 3 甲に第1項の一つに該当する事由が生じた場合、甲は当然に期限の利益を失い、
残存する一切の債務を乙に対して支払う。

第25条（契約解除の措置）

- 1 前条により本契約または個別契約が解除された場合、甲は直ちに物件を個別契約
で定める場所において返還し、甲が乙に物件を返還した場合、乙は、甲に対し、受
領書を交付する。
- 2 甲が物件を直ちに返還をしない場合、乙は物件の保管場所に立ち入り回収し、損
害ある場合、甲はその損害を負担する。
- 3 物件の返還に要する一切の費用は、甲の負担とする。
- 4 物件の返還には、甲及び乙の双方が立ち会うものとする。ただし、甲が立ち会う
ことができない場合、甲は、乙の検収に異議を申し立てることはできない。
- 5 甲は、乙に対し、貸出時の状態にて物件を返還する。返還時に物件に損傷、汚損、
欠品等が認められる場合、甲の責任において原状に復し、乙がこれらを行った場合、
甲は、乙に対し、乙が負担した費用を支払う。
- 6 物件の返還が完了するまで、甲は、本契約及び個別契約に定められた義務を履行
する。
- 7 本契約または個別契約の解除により甲が損害を被った場合でも、乙は、甲に対し、
損害を賠償する義務を負わない。

第26条（中途解約）

- 1 個別契約期間中、甲は本契約及び個別契約を解約することはできない。ただし、
乙が、相当と認めた場合はこの限りではない。
- 2 前項により本契約及び個別契約が解約された場合、前条の規定を準用する。

第27条（解約損害金）

前二条の規定により物件が返還された場合、甲は、乙に対し、個別契約で定めた
違約金を支払う。ただし、個別契約に定めがない場合、甲乙協議のうえ損害金を定
める。

第28条（秘密の保持）

甲及び乙は、本契約及び個別契約終了後も、本契約及び個別契約により知り得た
一切の情報を第三者に漏洩してはならない。

第29条（連帯保証人）

- 1 乙は、甲に対し、本契約及び個別契約に連帯保証人を付けることを請求するこ
とができる。
- 2 丙及び丁は、甲と連帯して、本契約及び個別契約から生じる甲の一切の債務（以
下「主債務」という。）を保証する。ただし、当該保証の極度額は3000万円と
する。

第30条（情報提供義務）

丙及び丁は、乙に対し、本契約日までに、甲から次の各号すべてにかかる情報の
提供を受けたことを確認する。

- (1) 甲の財産及び収支の状況
- (2) 甲が主債務以外に負担している債務の負担の有無並びにその額及び履行状況
- (3) 甲が主債務の担保として他に提供し、または提供しようとするものがある
ときは、その旨及び内容

第31条（公正証書）

乙は、甲及び丙・丁に対し、甲及び丙・丁の負担で、本契約及び個別契約に関す
る公正証書の作成を請求することができる。

第32条（専属的合意管轄）

本契約及び個別契約に関する甲と乙との紛争については、さいたま地方裁判所川越支部または所轄のいかにかわらず所沢簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第33条（駐車違反の場合の処置等）

- 1 レンタル期間中に物件に関し駐車違反があった場合は、甲が自ら駐車違反に係る反則金を納付し、当該駐車違反に伴うレッカー移動・保管等の諸費用（以下「レッカー代等」という。）を負担する。
- 2 警察から乙に対し違法駐車された物件の移動又は引取要請があり、乙がこれに応じて当該物件を移動した場合、乙は甲に対し速やかに通知する。
- 3 前項の場合、乙が当該駐車違反に係る反則金又はレッカー代等を負担したときは、甲は、乙が負担した一切の費用を乙に支払う。乙が指定した日までに甲がこれを支払わない場合、乙は当該レンタル個別契約を解除することができ、当該物件を甲に使用させないことができる。
- 4 甲が第1項の駐車違反に係る反則金を所定期限内に納付せず、又はレッカー代等を指定日までに支払わないときは、乙は当該レンタル個別契約を解除することができ、当該物件を甲に使用させないことができる。
- 5 違法駐車により甲が本物件を使用できなかった場合も、レンタル期間及びレンタル料は変更されない。

第34条 マシンコントロール/マシニングайдランス（MC/MG機能の提供の停止等）

- 1 乙は、次のいずれかの事由に該当する場合は、甲に事前に通知することなく、MC/MG機能の全部又は一部の提供を停止又は中断することができる。
 - (1) 乙の責めに帰すべき事由によらざる本サービス用設備についての障害
 - (2) 甲の設備の故障・不具合等
 - (3) 甲の設備、本サービス用設備の定期点検・緊急点検その他のメンテナンス
 - (4) 電波の障害（電波が届かない又は届きにくい等の事象を含む。）
 - (5) 天災地変、騒乱、暴動等の不可抗力
 - (6) MC/MG機能の提供に必要な第三者のソフトウェア、サーバその他の設備・権利等の貸与・ライセンス等を乙が受けられなくなった場合
 - (7) 甲による第15条違反その他乙の定める手順・セキュリティ基準等の不遵守
 - (8) その他、乙がMC/MG機能の提供の停止又は中断が必要と判断した場合

2 乙は、本サービス用設備について障害があることを知ったときは、速やかに甲にその旨を通知する。

3 乙は、本サービス用設備のうち、乙等が保有するものに障害があることを知ったときは、直ちに当該設備の修理又は復旧に努める。

4 乙は、本サービス用設備のうち、乙等が保有しないものに障害があることを知ったときは、当該設備を保有する第三者に対し通知するなど合理的な範囲で修理又は復旧に努める。

5 前3項のほか、物件のMC/MG機能に不具合が発生したときは、甲及び乙はそれぞれ遅滞なく相手方に通知する。甲及び乙間で協議のうえ、各自の行うべき対応措置を決定した場合、甲及び乙は、それを実施する。

6 第1項に定める事由により甲がMC/MG機能を利用することができない状態が生じたときであっても、甲は、乙に対し、個別契約において合意したレンタル料を支払うものとし、これにより甲に生じた損害について乙は一切の責任を負わない。

第35条（補則）

本契約及び個別契約に定めのない事項については、甲及び乙は誠意をもって協議し解決する。

2024年 7 月 / 日

貸貸人（乙） 住所 埼玉県入間市新久137-1

株式会社 東リース

代表取締役 黒米 浩

貸借人（甲） 住所

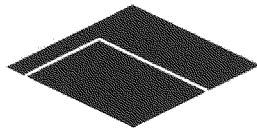
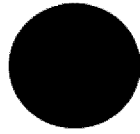
氏名 東山 徹

連帯保証人（丙） 住所

氏名

連帯保証人（丁） 住所

氏名



株式会社 東リース

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

5339

(1/2)

日付	令和 7 年 10 月 7 日	支出額	2,640 円
項目	事務費	充当額	2,376 円
細目	事務費	按分率	9/10
摘要	資料郵送料		
備考	高橋稔裕		

領収書

様

[別納引受]
第一種定形
@110

24通

25.5g
¥2,640

小計

¥2,640

郵便物引受合計通数
課税計(10%)
(内消費税等(10%))
非課税計

24通
¥2,640
¥240)
¥0

合計
お預り金額
おつり

¥2,640
¥10,000
¥7,360



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
登録番号 T1010001112577
取扱日時：2025年10月 7日 14:05
発行No. 251007A7823 端N16箱01
連絡先：不動岡郵便局
TEL:0480-61-0994

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

5340

(1/2)

日付	令和 7 年 10 月 7 日	支出額	7,330 円
項目	事務費	充当額	6,597 円
細目	事務費	按分率	9/10
摘要	事務所電気料金 2025 年 9 月分		
備考	6,597=7,330*9/10		

政務活動費 領収書等貼付用紙

5340

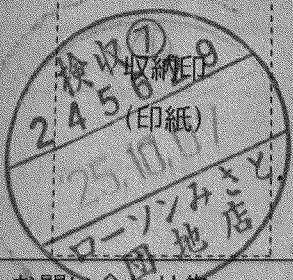
(2/2)

電気料金等領収証	
年 月分	金 額 (円)
2025-09	7,330
うち消費税等相当額(円)	666
ご使用場所・ご使用場所名義 埼玉県三郷市早稲田2丁目8番5号 加藤コーポラス 101号室 逢澤 圭一郎 様	
お支払者氏名 逢澤 圭一郎 様	
ご契約番号 [REDACTED]	
料金プラン 東京Vプラン	

お支払い 期限	裏面をご覧ください 10月30日 までにお支払いください。
------------	----------------------------------

本領収証により集金員が料金を収納することはありません。
金額を訂正したもの、収納印のないものは無効です。

収 納 印



受取人・お問い合わせ先
ENEOS Power 株式会社
ENEOSでんき・都市ガス カスタマーセンター
電話：0570-01-8704（ナビダイヤル）
受付時間：午前9時～午後5時（日曜および祝日、年末年始を除く）
登録番号：T6010001237378
収納代行会社：三井住友カード株式会社
(コンビニエンスストア→お客さま)